

第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年10月17日（火）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第10回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席はなく、出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
6番 田口 慶則・7番 野田 清太の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から3で、件数は3件、合計面積は1,571㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から9で、件数は9件、合計面積は37,764㎡で、その内訳は田が31,254㎡、畑が5,045㎡、その他が1,465㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成15年6月5日でございます。

以上、件数は1件、合計面積は150㎡で、すべて田でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

7ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は224㎡で、すべて畑でございます。
報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 須ヶ瀬町福森____、登記地目・現況地目とも田、面積 176㎡、受人 ____、面積 1,418,660.98㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 大井、申請地 一志町井関下名倉____、登記地目・現況地目とも田、面積 657㎡、受人 ____、面積 1,418,660.98㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 川口、申請地 白山町川口栗林____、登記地目・現況地目とも畑、面積 191㎡ 外1筆、合計面積 352㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号4、地区 大三、申請地 白山町二本木北閑城____、登記地目・現況地目とも畑、面積 740㎡、受人 ____、面積 0㎡ 渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号5、地区 竹原、申請地 美杉町竹原下中野____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 190㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣樋ノ口____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 677㎡ 外1筆、合計面積 1,622㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号7、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田____、登記地目・現況地目とも田、面積 799㎡ 外9筆、合計面積 2,855.30㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

9ページをお願いいたします。

以上、件数は7件、合計面積は6,592.30㎡で、その内訳は田が4,045㎡、畑が2,547.30㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1 番久居、お願いします。

田口委員 6 番田口です。6 日に推進委員 4 名と農業委員、事務局で見てまいりました。事務局の説明通りでございます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 2 番大井、お願いします。

宮本委員 1 5 番宮本です。6 日の日に池山委員、事務局、地元の推進委員 2 名、立ち合いで確認してきました。すでに_____が作ってまして、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 3 番川口、4 番大三、お願いします。

中谷委員 1 6 番中谷です。6 日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山の事務局と確認してまいりました。場所は_____から 2 0 0 メートルほどのところですか。渡人の家は両親も亡くなり空き家になっておりまして、実家を買取るとともに畑も一緒にということで、現在この畑は耕作されており何ら問題ないかと思ひます。

4 番は西森、中谷両委員と地元推進委員と事務局とで確認してまいりました。場所は_____の南 1 6 0 メートルほどのところですか。ここは太陽光発電の話があったようですが、受人は直ぐ隣ということで、太陽光にするなら自分が耕作するということで、これも何ら問題ないかと思ひますので、よろしくお願いします。

議 長 5 番竹原、6 番、7 番多気、お願いします。

結城委員 1 8 番結城です。5 番は 6 日に地元推進委員と事務局で現地確認をしました。渡人は母親が高齢で、遠方のため農地が管理できないから近所の譲受人に譲りたいということでございます。受人は畑として利用したいということです。

6 番は、これも 6 日に地元推進委員と事務局で現地を見てまいりました。譲渡人は相続登記をしたが遠方に住んでおり耕作は不可能なため受人に所有権を移したいということです。受人は平成 1 5 年にこの土地で農業をしており、所有者から申し出があり承諾したということです。

7 番も 6 日に地元推進委員と事務局で現地を確認しました。
譲渡人は住居を_____に移し耕作ができないので、宅地を含め譲渡したいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 多気、申請地 美杉町上多気上沖____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 490㎡、受人 ____、渡人 ____。 この案件につきましては、令和5年6月14日付けにて許可を受けましたが、日照の問題で事業継続するのが難しいため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は1, 490㎡で、すべて田でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
結城委員	18番結城です。事務局の説明通りで何も問題ないと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定したいと思います。

議 長 続きます、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 381㎡ 外3筆、合計面積 4,258㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成12年11月頃と令和5年7月頃に資材置場にしたい旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 172㎡ 外1筆、合計面積 592㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。

平成12年に、資材置場として転用許可を受けたが、地目変更が出来ていなかった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

都計法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 久居一色町鴻野____、登記地目・現況地目とも田、面積 694㎡ 外2筆、合計面積 3,399㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

三重県宅地開発事業の基準に関する条例との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛____、登記地目・現況地目とも畑、面積 396㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

番号5、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 70㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。

平成12年頃に庭園にしたい旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、申請地 稲葉町上鴻野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 473㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 榊原、申請地 榊原町前興____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,398㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、不整形地のため、パネル設置率は、36.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬久保____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 214㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和46年頃に建物を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大三、申請地 白山町二本木野田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 555㎡ 外3筆、合計面積 2,593㎡、受人____、渡人____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1244.1㎡、パネル設置率は、46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大三、申請地 白山町二本木北閑城____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 31㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成29年2月16日に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号11、地区 八知、申請地 美杉町八知中倉口____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 311㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

昭和55年頃に資材置場とハウス及び小屋にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八幡、申請地 美杉町奥津西ノ手____、登記地目・現況地

目とも畑、面積 72㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村_____
地目とも田、面積 1,328㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、386.7㎡、パネル設置率は、29.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は15,135㎡、このうち田が8,297㎡で、
畑が6,838㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、2番久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。6日午後、会長さんも来ていただき、事務局、諸戸部会長、野田委員、地元推進委員と見てまいりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

2番も隣でございますが、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 3番、4番、5番栗葉、お願いします。

野田委員 7番野田です。3番説明します。10月6日午後、諸戸部会長、田口委員、推進委員3名、と事務局で見てまいりました。

3番の場所は_____の下にあるところで、周辺は_____が建っており、住宅になるのはやむを得ないと思われま。

4番から7番ですが、10月6日、諸戸部会長、田口委員、推進委員3名と事務局と見てまいりました。4番ですが、_____の南へ200メートルほどの場所として、息子さんの住宅のために譲渡するもので、周りも住宅が建ち並んでおり、管理者には説明済みということで何ら問題ないと思います。

5番ですが、_____の東100メートルに位置するところです。すでに植木が植えられておりまして、始末書も提出されていることからやむを得ないものと思われま。

6番は一色町に_____があり、その東側100メートルに位置します。稲葉町地内の土地です。申請者の実家の横の畑に住宅を建てようとして取得するものです。この辺りは新興住宅地で、何ら問題ないと思われま。

7番は榊原町の_____西側の100メートルぐらいの場所です。すでに付近に

は太陽光発電施設があり、やむを得ないと思われます。以上です。

議長 8番波瀬、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。6日に波瀬地区の地元推進委員と、池山委員、私と事務局と現場を確認してきたのですが、家の裏にこれが農地かという様な土地でした。ちょっとした建物が建っていたようです。こんな所に農地がと言うところで、宅地として処分されても問題ないと思います。

議長 9番、10番大三、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。9番、10番、10月6日に西森、中谷両委員と、地元推進委員と白山の事務局で現地を確認して参りました。9番は_____の西200メートルぐらいのところ。周りは荒れた土地で太陽光発電施設がちらほらと出来ていますので、仕方がないかなと思うところです。

10番は8ページ、議案第1号の4番にありました土地に連結したところで、_____の東側の16メートルぐらいの長い土地です。問題ないと思います。

議長 11番、12番、13番お願いします。

結城委員 18番結城です。11番八知ですが、6日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。_____を栽培していましたが高齢で売却したいということで申請されました。

12番八幡、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。太陽光発電施設の用地として利用したいということです。

13番下之川、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。太陽光発電を設置し売電収入を得るため。周囲はもうみんな太陽光になっていますので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見はいかがでしょう。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議長 次に別冊でお配りしました議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画の決定についてを説明させていただく前に、恐れ入りますが、訂正を1箇所、お願いいたします。1ページ下段の認定農業者集積状況の白山地区をご覧ください。

件数2件を1件に、合計件数25件を24件に、面積4,661㎡を4,148㎡に、合計面積50,463㎡を49,950㎡に修正をお願いします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で28,137㎡、畑の賃貸借で4,210㎡、契約件数は14件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で47,979㎡、畑の使用貸借で462㎡、契約件数は24件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借で4,148㎡、畑の使用貸借で853㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,149㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて81,413㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて5,525㎡、合計契約件数は41件、合計面積は86,938㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区21件、白山地区1件、美杉地区0件で、合計24件、合計面積は49,950㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で58.5%、面積で57.4%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は3件でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
議 長	以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第１０回第２農地部会を閉会します。
午後２時３７分	

上記は、第１０回第２農地部会の議事を録したものである。

令和５年１０月１７日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____